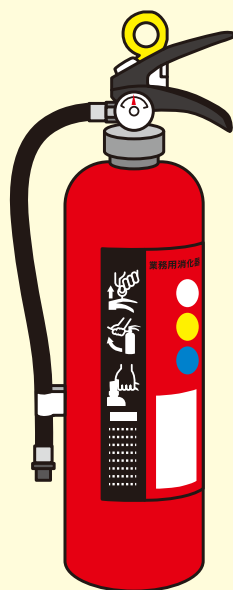


消防用設備等点検報告を 自ら行っていただくために

このパンフレットは、防火対象物の関係者が消防用設備等（消火器、特定小規模施設用自動火災報知設備、非常警報器具、誘導標識）の点検報告を自ら実施する際の参考として活用していただくため、各消防用設備等について点検方法や点検票の記載方法等をイラストを用いて説明したものです。

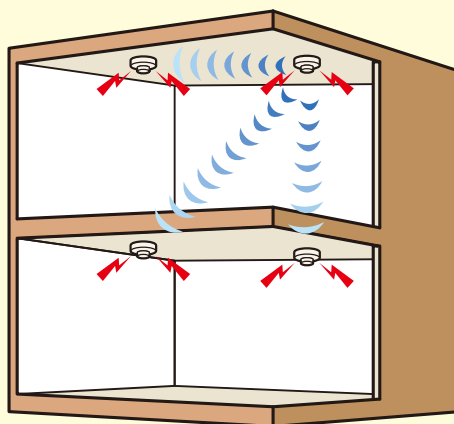
※建物によっては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない場合があります。

P1
～
P4
消火器



特定小規模施設用
自動火災報知設備

P5
～
P6



P7
～
P8
非常警報器具

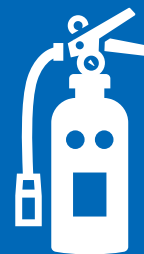


誘導標識

P9
～
P10



消火器のメーカーや型式によって、安全栓や本体の表示などが異なりますので、設置されている消火器の説明書等を参照しながら点検してください。



1 表示

「製造年」を確認しましょう。



「製造年」から**5年**を超えていない

はい

いいえ

自ら点検を実施
(詳しくは本パンフレットを
ご覧ください)

本パンフレット記載の点検
に加え消火薬剤、消火器
内部の点検が必要です。
・消防設備業者等に依頼する
・消火器を買替える 等

2024年中であれば

【例】製造年2019年▶「はい」

2 本体容器

変形・損傷や消火剤の漏れなどが
ありませんか？

●溶接部の腐食・サビに注意



×
底部の腐食



×
著しい腐食



×
消火薬剤の漏れ

3 安全栓の封

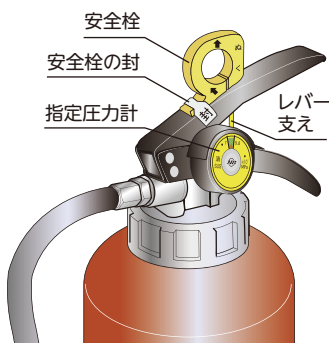
破れたり、はがれたりしていませんか？



○
封紙良好



×
封紙の破損



4 安全栓

変形や損傷なく、しっかりと
装着されていますか？



×
安全栓の抜けかけ



×
安全栓の脱落



×
レバー支えの脱落

5 使用済みの表示装置

使用済になっていませんか？



○
未使用状態



×
使用済になっている

【例】

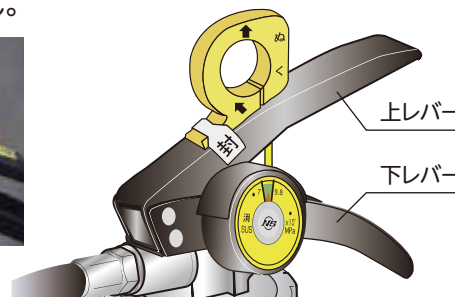
6 レバー

変形や損傷がありませんか？

●変形していると握り込めず、いざという時に
使用できません。



×
変形



※使用済みの表示装置がない機種もあります。

7 キャップ

しっかりと締まっていますか？

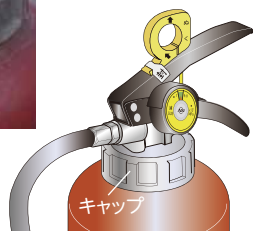
- 粉末消火器は特に注意しましょう。



✕
キャップの破損



✕
キャップの劣化



9 ノズル・ホーン※・ノズル栓

変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
ホースとしっかりつながっていますか？

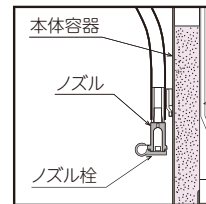
- ノズル栓にはさまざまなタイプがあります。



○
ノズル及びノズル栓



✕
ノズルの破損



ノズル栓ゴム栓タイプ

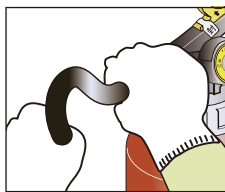
8 ホース

変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
本体にしっかりと接続されていますか？

- ホースのヒビに注意しましょう。
- ゴムの劣化に注意しましょう。



✕ 緊結ネジの破損
ホースの脱落



ホースの点検方法
たわませてホースの状態をチェック

10 指示圧力計

指示圧力値は緑色範囲内ですか？
変形・損傷などありませんか？



○
指示圧力値 良好



✕
指示圧力値 不適



✕
指示圧力計の損傷

消火器の設置ルールを守りましょう

A 設置場所

必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？

床面から1.5m以下の場所に設置していますか？

- 水のかかる位置に設置していませんか？
- 厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。

C 適応性

消火器に設置場所に適応する表示マークがありますか？

- 普通火災：建物その他の工作物の火災
- 油火災：引火性の液体等の火災
- 電気火災：通電中の電気設備等の火災



普通火災用

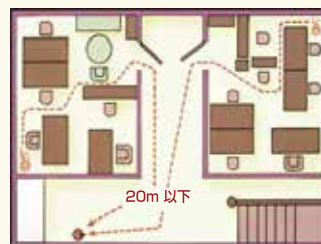


油火災用



電機火災用

B 設置間隔



階ごとに建物の各部分から消火器まで
歩行距離20m以下になるように設置していますか？

D 標識

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けていますか？

損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？



✕ 標識の破損



✕ 標識の破損

外国人来訪者等にもわかりやすい案内図記号を標識に代えることができる場合があります。



消火器の案内図記号

A: 粉末消火器 C: 強化液消火器

●その1

正常:○ 不良:本数

製造年から5年
(加圧式消火器は3年)
を経過していない場合は、
内部点検は不要

●その2

設置位置を変更した。——不良内容の詳細等を記載する

点検を行った消火器の本数を記載する

A~D▶P2参照

点検を行った消火器の本数を記載する

備考	1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 消火器の種類は、該当するものについて記入すること。A は粉末消火器、B は泡消火器、C は強化液消火器、D は二酸化炭素消火器、E はハロゲン化物消火器、F は水消火器をいう。 3 判定値は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。 4 選択枝のある欄は、該当事項に○印を付すること。 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
----	---



建物内に設置された感知器により、早期に火災を感知し、建物内の人々に火災が発生した旨を自動で報知することを目的とした設備です。受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限りです。

1 状態

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。



感知器が
ひび割れている



感知器が
脱落している



感知器ごと天井が
塗装されている



2 警戒箇所

未警戒の部分がないこと。

感知器が必要と
なる箇所



間仕切り等が
増設されたことにより、
未警戒部分が発生



3 設置場所

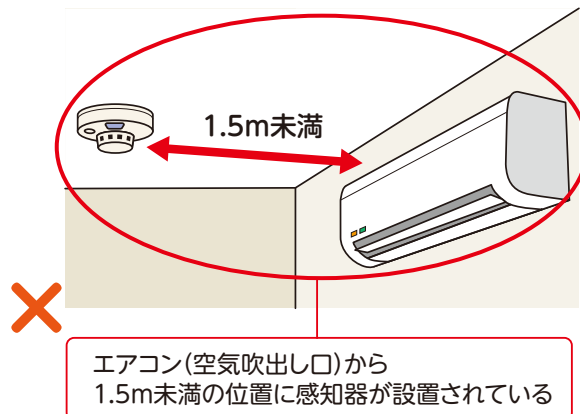
設置場所に適応する感知器が
設けられていること。

厨房(煙が滞留する場所)に
煙感知器が設置されている



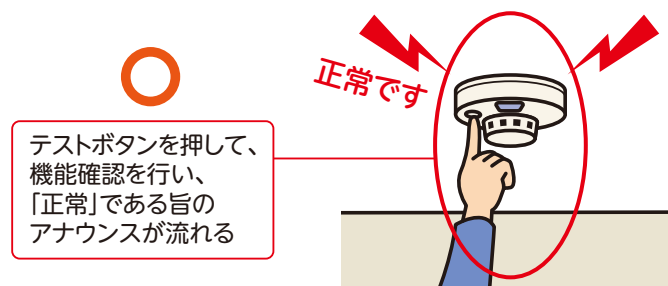
4 障害

機能障害となるものがないこと。



5 作動

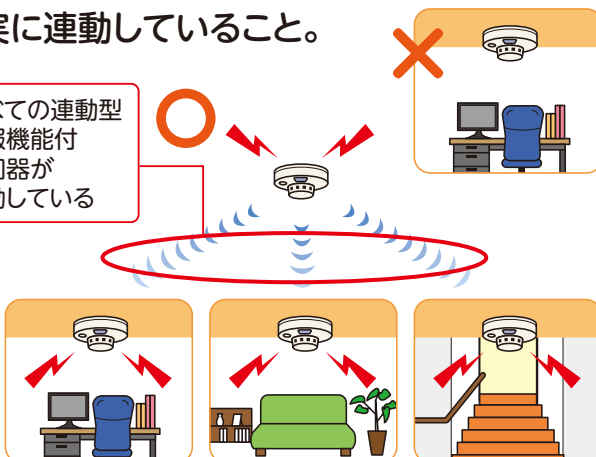
感知器の作動が適正であること。



6 連動

確実に連動していること。

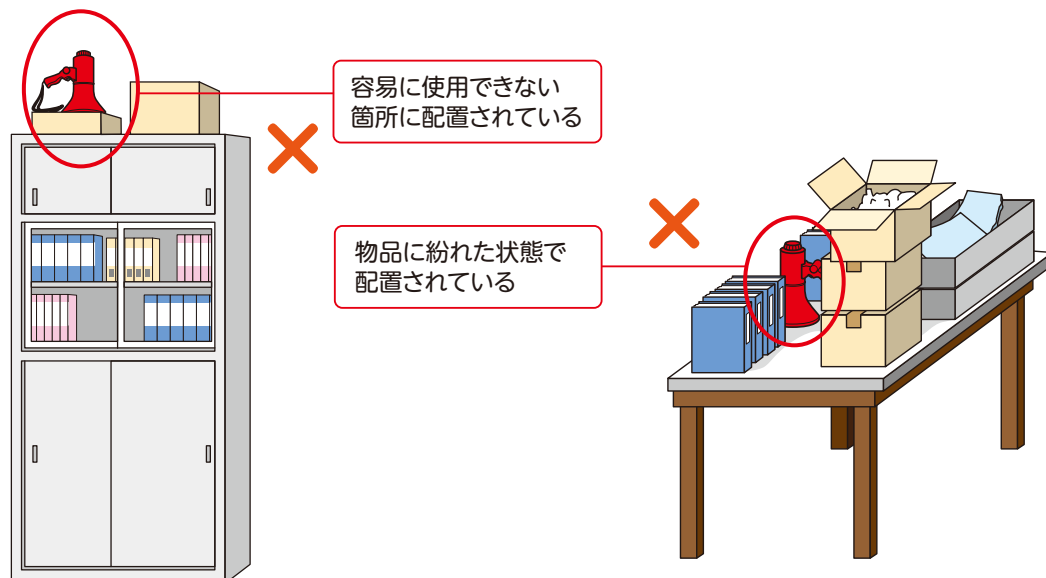
すべての連動型
警報機能付
感知器が
連動している





1 配置場所

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。



2 状態

変形、損傷等がないこと。



3 機能

機能が正常であること。



A red megaphone with a black handle and a black cord, pointing towards the left.

●その2

備考	この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2	種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3	判定欄は、正常の
4	選択肢のある欄は
5	指定内容欄には、

備考	1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は△印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。 5 措置内容欄には、点検の態様置した内容を記入すること。
----	---

備考	この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 判別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。 判別内容は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。 選択枝のある欄は、該当事項に○印を付すること。 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。 票の※※印のあるものは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第二十五条の二第二項第三号に規定する地動燃焼するものに係る放散防止規制に準ずる。
----	--

この3項目について記載する

●その3

火災が発生した際に、避難口や避難すべき方向に適切に誘導することを目的とした設備です。
点検可能な設備は、配線等の点検が不要のもの（蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く）に限ります。

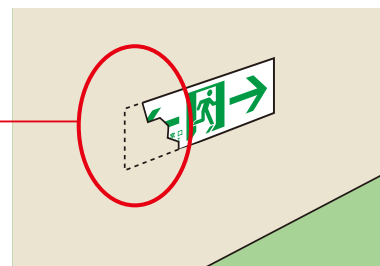


1 状態

変形、損傷、脱落、著しい汚損等がないこと。



標識の一部が欠けている

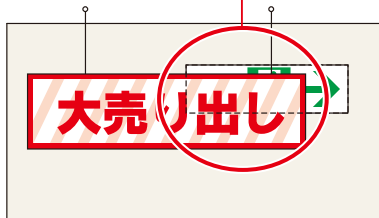


2 設置場所

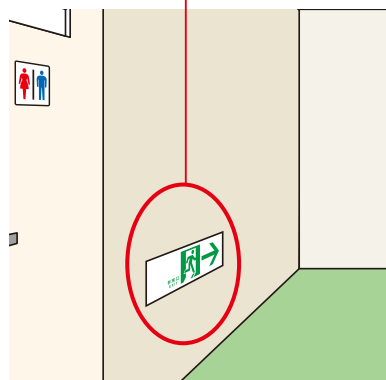
所定の位置に設置されており、間仕切り、
広告物、装飾等による視認障害がないこと。



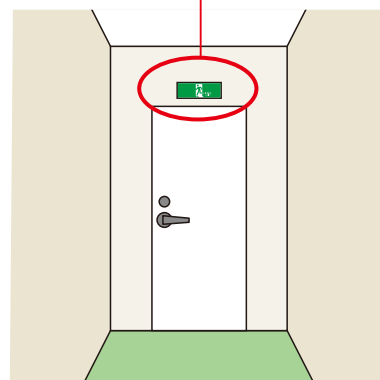
広告物が視認を
遮っている



行き止まりの方向に
誘導している



避難口の直上適切な
位置に設置されている

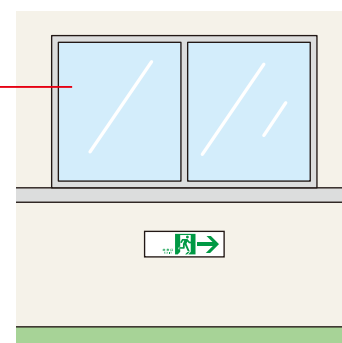


3 識別

識別に十分な明るさがあること。



識別に十分な採光がある



誘導標識点検票の記入要領



●その1

別記様式第16

(その1)

誘導灯及び誘導標識点検票									
名称		〇〇〇店		防火管理者					
所在		〇〇市〇〇町 123-45		立会者		消防太郎			
点検種別		機器		点検年月日		年 月 日～年 月 日			
点検者		氏名 消防太郎		点検者所属会社		社名 〇〇〇店 TEL 123-4567-8900 住所 〇〇市〇〇町 123-45			
点検項目		点検結果		判定		不良内容		措置内容	
		種別・容量等の内容		判定		不良内容		措置内容	
		避難口 通路 客席							
誘導灯	外箱・表示面	種類							
		視認障害等							
		外形							
	非常電源(内蔵型)	表示							
		機能							
		光源							
	点検スイッチ								
	ヒューズ類								
	結線接続								
	信号装置	外形							
	結線接続								
	機能								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

正常の場合は○、不良があった場合は、不良の誘導標識の枚数を記載する

●その2

別記様式第16

誘導灯及び誘導標識 (その2)

外 形		1枚				×	※1 備考に記載	※1 備考に記載
視 認 障 害 等		1枚				× <th>※2 備考に記載</th> <th>※2 備考に記載</th>	※2 備考に記載	※2 備考に記載
採 光 又 は 照 明						○		
※表示面の輝度								
※設置場所の照度								
※※ヒューズ類								
※※結線接続								
※※※非常電源	外形							
	表示							
	機能							

※1 不良項目：外形
【不良内容】はく離していた。
【措置内容】誘導標識を交換した。

※2 不良項目：視認障害
【不良内容】視認をさえぎる広告物があった。
【措置内容】視認をさえぎる広告物を除去した。

機器名	型 式	校正年月日	製造者名	機器名	型 式	校正年月日	製造者名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。
6 票中※印のあるものは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第28条の2第1項第3号並びに第28条の3第4項第3号の2及び第10号に規定する蓄光式誘導標識、「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号）第5第3号(5)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。
7 票中※※印のあるものは、電気エネルギーにより光を発する誘導標識に限る。
8 票中※※※印のあるものは、電気エネルギーにより光を発する誘導標識のうち、内蔵型の電源を有するものに限る。

表紙の記入要領

● 表紙

各点検票が作成が終わったら、
左のとおり表紙を作成し、
点検票とともに消防機関に提出しましょう。

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書			
年 月 日			
消防長（消防署長）（市町村長） 殿			
届 出 者			
住 所	〇〇市〇〇町123-45		
氏 名	消防 太郎		
電話番号	123-456-7890		
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。			
記			
防 火 対 象 物	所 在 地	〇〇市〇〇町123-45	
	名 称	〇〇〇飯店	
	用 途	飲食店	
	規 模	地上 2 階 地下 0 階 延べ面積 123 m ²	
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等	消火器 非常警報器具 特定小規模施設用自動火災報知設備 誘導標識		
※受 付 欄		※経 過 欄	※備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第3に記入し、添付すること。
3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
4 ※印欄は、記入しないこと。

点検報告書は
こちらからダウンロードできます。



https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_06_tenkenhyou.pdf

Q&A

報告書の書式は
どこで貰えるの？
提出先はどこ？

報告書の入手方法についてはお近くの消防署にお問い合わせください。
報告書の提出先は管轄の消防署ですので、詳しくはお近くの消防署にお問い合わせください。

消防用設備等の
点検・報告の時期は？

点検期間	機器点検	半年に1回
	総合点検	1年に1回
報告期間	1年に1回(特定用途…飲食店等)	
	3年に1回(非特定用途…共同住宅等)	

消火器を廃棄するには
どうすればいい？

消火器の引き取りを行う特定窓口については、主に消火器の販売代理店や防災・防犯事業者が担当していますので、インターネットで、『消火器リサイクル窓口』について検索してください。
なお、リサイクルシールが貼付された消火器については、既にリサイクル料が支払われていますので、廃棄の際に改めてリサイクル料を負担する必要はありません。(別途運搬・保管費用が必要な場合があります。)

Q 自ら点検を実施し、
報告することができる
建物とは？

A 延べ面積1,000㎡未満の建物です。
ただし、建物の構造によっては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を実施させ、報告しなければならない場合がありますので、詳しくは管轄の消防署にお問い合わせください。

Q 消火器に型式失効があると聞いたが、
どの消火器が対象なのか？

A 2011年以前に製造された一部の消火器については、2021年12月31日に設置の特例期間が終了し、継続的に設置できなくなります。消火器の製造年を点検時等にご確認いただくとともに、詳細については日本消火器工業会のホームページをご覧ください。

Q 特定小規模施設用自動火災
報知設備で使用する感知器は、
市販されている住宅用火災
警報器で代用出来ますか？

A 設備の種類が異なるため、代用することはできません。
設置できる感知器については、販売メーカーにお問い合わせください。

Q 警報音が鳴っています。
原因は何ですか？

A メーカーや製品によって異なりますが、下表のとおり、異常状態によって感知器からの警報音が異なりますので、付属の取扱説明書をご確認いただくか、販売メーカーへお問い合わせください。

異常状態	感知器からの警報音の例
電池切れ	「ピッ、電池切れです」
電波異常	「ピッピッピ、電波異常です」、「ピッピッ、電波が受信できません」
故障警報	「ピッピッピ、故障です」
感度異常	「ピッピッピ、異常です」

Q 点検ボタンを押しても
動作しません。
原因は何ですか？

A 次の①～③の手順にしたがい、感知器の状況を確認してください。

- ①電池が外れている又は切れている場合は動作しません。電池の状態を確認してください。
なお、電池交換は可能ですので、交換方法については付属の取扱説明書を確認してください。
- ②点検ボタンが正しく押されていない可能性があります。点検ボタンの操作方法については、取扱説明書を確認してください。
- ③①・②の対応を行っても動作しない場合、感知器が故障している可能性があります。詳しくは、付属の取扱説明書をご確認いただくか、販売メーカーにお問い合わせください。

消防庁では「消防用設備等点検アプリ」を提供しています。
このアプリを用いて点検することも出来ます。ぜひご活用ください。

アプリの
ダウンロードは
こちらから

Android 端末を
ご利用の方

Google Play



iOS 端末を
ご利用の方

App Store



アプリの主な機能等については、こちらをご参照ください。(https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html)